

事 務 連 絡
令和元年 5 月 16 日

訪問看護ステーション 各位

静岡県国民健康保険団体連合会

元号の変更に伴う訪問看護療養費明細書等の請求の取扱いについて

日ごろ、本会の審査支払業務に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、元号の変更につきましては、平成31年4月1日に新元号を「令和」に改める政令が公布され、5月1日に改元されました。

これに伴い、レセプト等の請求について、下記のとおり取扱うこととしますのでお知らせいたします。

記

1 訪問看護療養費明細書の請求に係る事項

訪問看護療養費請求書及び訪問看護療養費明細書において、旧元号による記載がされている場合であっても、当分の間、新元号に読み替えて取扱うこととします。

なお、旧様式による旧元号の記載は、訂正印や手書きによる訂正等により、取り繕って使用していただくようご協力願います。

2 再審査等請求に係る事項

再審査等請求書において旧元号による記載がされている場合であっても、当分の間、新元号に読み替えて取扱うこととします。

※. お問い合わせ先

静岡県国民健康保険団体連合会

審査調整課 望月、藤田、栗田

TEL 054 - 253 - 5541